

第4回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件名	結果	頁
認定第 1号	令和5年度高梁市各会計歳入歳出決算認定について		5
認定第 2号	令和5年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算認定について		7
認定第 3号	令和5年度高梁市水道事業特別会計決算認定について		9
認定第 4号	令和5年度高梁市下水道事業特別会計決算認定について		11
議案第63号	高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例及び高梁市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例		13
議案第64号	高梁市立認定こども園条例の一部を改正する条例		17
議案第65号	義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例		21
議案第66号	高梁市スクールバス条例		31
議案第67号	高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		37
議案第68号	高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		41
議案第69号	工事請負変更契約の締結について		47
議案第70号	工事請負変更契約の締結について		53
議案第71号	工事請負変更契約の締結について		59
議案第72号	工事請負変更契約の締結について		63
議案第73号	工事請負変更契約の締結について		69

議案第74号	工事請負変更契約の締結について		71
議案第75号	工事請負変更契約の締結について		75
議案第76号	工事請負変更契約の締結について		77
議案第77号	岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について		79
議案第78号	令和6年度高梁市一般会計補正予算（第3号）		
議案第79号	令和6年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）		
議案第80号	令和6年度高梁市介護保険特別会計補正予算（第1号）		
議案第81号	令和6年度高梁市畑地かんがい事業特別会計補正予算（第1号）		

令和5年度高梁市各会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度高梁市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和5年度高梁市一般会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市へき地診療所特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市畑地かんがい事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市地域開発事業特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市巨瀬財産区特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市宇治財産区特別会計歳入歳出決算

令和5年度高梁市有漢財産区特別会計歳入歳出決算

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

認定第 2 号

令和 5 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 21 日提出

高梁市長 近藤隆則

令和5年度高梁市水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度高梁市水道事業特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

令和5年度高梁市下水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度高梁市下水道事業特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例及び高梁市中心身障害者医療費給付
条例の一部を改正する条例

高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例及び高梁市中心身障害者医療費給付条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 2 1 日 提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 6 年 月 日 制定)

高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例及び高梁市中心身障害者医療費給付
条例の一部を改正する条例

(高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部改正)

第 1 条 高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 2 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 9 条中「に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組
合員証又は被保険者資格証明書（以下「被保険者証等」という。）とともに受給資格証を提出
しなければならない」を「から、医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令
等で定める方法により被保険者であることの確認を受けるとともに、受給資格証の提示等
により受給資格者であることの確認を受けなければならない」に改め、同条ただし書を削る。

(高梁市中心身障害者医療費給付条例の一部改正)

第 2 条 高梁市中心身障害者医療費給付条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 4 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第 9 条中「に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組
合員証又は被保険者資格証明書（以下「被保険者証等」という。）とともに受給資格証を提出
しなければならない」を「から、医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令
等で定める方法により被保険者であることの確認を受けるとともに、受給資格証の提示等

より受給資格者であることの確認を受けなければならない」に改め、同条ただし書を削る。

附 則（令和6年高梁市条例第 号）

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

提 案 理 由

岡山県医療費給付条例準則等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(受給資格証の提出)</p> <p>第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)から、<u>医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令等で定める方法により被保険者であることの確認を受けるとともに、受給資格証の提示等により受給資格者であることの確認を受けなければならない。</u></p>	<p>(受給資格証の提出)</p> <p>第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に対し、<u>当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)</u>とともに受給資格証を提出しなければならない。<u>ただし、医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上の者にあっては被保険者証等、高齢受給者証及び受給資格証を提出しなければならない。</u></p>

(参考)

高梁市中心身障害者医療費給付条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(受給資格証の提出)</p> <p>第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)から、<u>医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令等で定める方法により被保険者であることの確認を受けるとともに、受給資格証の提示等により受給資格者であることの確認を受けなければならない。</u></p>	<p>(受給資格証の提出)</p> <p>第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に対し、<u>当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)</u>とともに受給資格証を提出しなければならない。<u>ただし、医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上の者にあっては被保険者証等、高齢受給者証及び受給資格証を提出しなければならない。</u></p>

高梁市立認定こども園条例の一部を改正する条例

高梁市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和6年 月 日制定)

高梁市立認定こども園条例の一部を改正する条例

高梁市立認定こども園条例(平成27年高梁市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

名称	位置
----	----

」を

「

名称	位置
高梁市立高梁こども園	高梁市原田北町1251番地1

」に改める。

附 則 (令和6年高梁市条例第 号)

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(高梁市立高梁こども園の位置の特例)
- 令和7年4月1日以降同日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日までの間における第2条の規定の適用については、同条の表中「高梁市原田北町1251番地1」とあるのは、「高梁市中之町7番地及び高梁市向町21番地2」とする。
(高梁市立幼稚園条例及び高梁市立保育所条例の一部改正)
- 高梁市立幼稚園条例(平成16年高梁市条例第77号)の一部を次のように改正する。
別表高梁市立高梁幼稚園の項を削る。

- 4 高梁市立保育所条例（平成16年高梁市条例第113号）の一部を次のように改正する。
第2条の表高梁市立高梁保育園の項を削る。

提 案 理 由

高梁市立高梁幼稚園と高梁市立高梁保育園を統合し、幼保連携型認定こども園へ移行するため。

(参考)

高梁市立認定こども園条例新旧対照表

改正案	現行														
(名称及び位置) 第2条 認定こども園の名称及び位置を次のとおり定める。	(名称及び位置) 第2条 認定こども園の名称及び位置を次のとおり定める。														
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="237 453 629 499">名称</th><th data-bbox="629 453 1086 499">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="237 499 629 545">高梁市立高梁こども園</td><td data-bbox="629 499 1086 545">高梁市原田北町1251番地1</td></tr><tr><td data-bbox="237 545 629 592">高梁市立有漢こども園</td><td data-bbox="629 545 1086 592">高梁市有漢町有漢3328番地3</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="237 592 1086 638">(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	高梁市立高梁こども園	高梁市原田北町1251番地1	高梁市立有漢こども園	高梁市有漢町有漢3328番地3	(略)		<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1113 453 1505 499">名称</th><th data-bbox="1505 453 1962 499">位置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1113 499 1505 545">高梁市立有漢こども園</td><td data-bbox="1505 499 1962 545">高梁市有漢町有漢3328番地3</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1113 545 1962 592">(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	高梁市立有漢こども園	高梁市有漢町有漢3328番地3	(略)	
名称	位置														
高梁市立高梁こども園	高梁市原田北町1251番地1														
高梁市立有漢こども園	高梁市有漢町有漢3328番地3														
(略)															
名称	位置														
高梁市立有漢こども園	高梁市有漢町有漢3328番地3														
(略)															

義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 2 1 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 6 年 月 日制定)

義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(高梁市立学校施設使用条例の一部改正)

第 1 条 高梁市立学校施設使用条例（平成 1 6 年高梁市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(高梁市学童保育条例の一部改正)

第 2 条 高梁市学童保育条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「小学校」の次に「及び義務教育学校（前期課程）」を加える。

(高梁市遺児年金条例の一部改正)

第 3 条 高梁市遺児年金条例（平成 1 6 年高梁市条例第 1 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「中学校（）」の次に「義務教育学校（後期課程）及び」を加える。

(高梁市学校教育振興基金条例の一部改正)

第 4 条 高梁市学校教育振興基金条例（平成 2 1 年高梁市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高梁市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「及び義務教育学校（前期課程）（以下「小学校等」という。）」を加える。

第18条中「小学校」を「小学校等」に改める。

第20条中「小学校等関係機関」を「小学校等及び他の関係機関」に改める。

(高梁市伊藤子ども図書基金条例の一部改正)

第6条 高梁市伊藤子ども図書基金条例（令和2年高梁市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則（令和6年高梁市条例第 号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提 案 理 由

義務教育学校を設置することに伴い、関係条例を整理するため。

(参考)

高梁市立学校施設使用条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項及び第225条の規定に基づき、高梁市立小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校並びに幼稚園の施設・設備(以下「学校施設」という。)を学校教育以外の目的のために使用する場合における使用手続及び使用料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項及び第225条の規定に基づき、高梁市立小学校、中学校及び高等学校並びに幼稚園の施設・設備(以下「学校施設」という。)を学校教育以外の目的のために使用する場合における使用手続及び使用料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(参考)

高梁市学童保育条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(対象児童)</p> <p>第3条 学童保育を利用できる者は、<u>小学校及び義務教育学校（前期課程）</u>の児童で授業終了後等における昼間保護者のいない家庭の児童とする。</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第3条 学童保育を利用できる者は、<u>小学校</u>の児童で授業終了後等における昼間保護者のいない家庭の児童とする。</p>

(参考)

高梁市遺児年金条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 遺児 15歳に達した日の属する年度の末日以前の児童及び同日以後引き続き中学校(義務教育学校(後期課程)及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する児童であって、両親(養父母を含む。以下同じ。)と死別した児童をいう。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 遺児 15歳に達した日の属する年度の末日以前の児童及び同日以後引き続き中学校(特別支援学校の中学部を含む。)に在学する児童であって、両親(養父母を含む。以下同じ。)と死別した児童をいう。</p> <p>(2) 略</p>

(参考)

高梁市学校教育振興基金条例新旧対照表 (第4条関係)

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 高梁市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の教育の振興を図るため、高梁市学校教育振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 高梁市立<u>小学校及び中学校</u>の教育の振興を図るため、高梁市学校教育振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

(参考)

高梁市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校及び義務教育学校(前期課程)(以下「小学校等」という。)</u>に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校等</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校等</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校等</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所す</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校</u>に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所す</p>

る日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校等の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等及び他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

る日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(参考)

高梁市伊藤こども図書基金条例新旧対照表 (第6条関係)

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 高梁市立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の教育振興を図るとともに、読書活動を通して大志を抱き未来を拓く人づくりを推進するため、高梁市成羽町出身の伊藤謙介氏からの寄附をもって、高梁市伊藤こども図書基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 高梁市立<u>小学校及び中学校</u>の教育振興を図るとともに、読書活動を通して大志を抱き未来を拓く人づくりを推進するため、高梁市成羽町出身の伊藤謙介氏からの寄附をもって、高梁市伊藤こども図書基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

高梁市スクールバス条例

高梁市スクールバス条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 21 日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和 6 年 月 日制定)

高梁市スクールバス条例

高梁市スクールバス条例（平成 16 年高梁市条例第 75 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市内の小学校及び中学校の統合等に伴い、小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）への通学の距離が遠距離となる児童及び生徒（以下「児童等」という。）の通学的手段として運行するスクールバス（以下「バス」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（運行基準）

第 2 条 バスは、児童等の通学の経路において、登下校の時間帯に公共交通機関の運行がない場合に限り運行するものとする。ただし、地理的条件その他の事情により、高梁市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合は運行することができる。

（運行区域）

第 3 条 バスの運行区域は、教育委員会が別に定める。

（対象の児童等）

第 4 条 バスは、小学校及び中学校の統合等により、学校への通学の距離が遠距離となる児童等の利用に限る。ただし、教育委員会が必要と認める児童等は利用することができる。

（住民利用等）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、教育委員会が認める路線については、児童等の通学に支障のない範囲で地域住民もバスを利用することができることとし、使用料は、高梁市生活福祉バス運行条例（平成 19 年高梁市条例第 37 号）第 3 条に規定する額のうち、

最も安価な額とする。

(運行委託)

第6条 教育委員会は、バスの運行の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、バスの運行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の高梁市スクールバス条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高梁市スクールバス条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提 案 理 由

スクールバスの運行基準を定めるため。

(参考)

高梁市スクールバス条例新旧対照表

改正案	現行																				
<p style="text-align: center;">高梁市スクールバス条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市内の小学校及び中学校の統合等に伴い、小学校、中学校及び義務教育学校(以下「学校」という。)</u>への<u>通学の距離が遠距離となる児童及び生徒(以下「児童等」という。)</u>の<u>通学的手段として運行するスクールバス(以下「バス」という。)</u>について、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(運行基準)</p> <p>第2条 <u>バスは、児童等の通学の経路において、登下校の時間帯に公共交通機関の運行がない場合に限り運行するものとする。ただし、地理的条件その他の事情により、高梁市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が必要と認めた場合は<u>運行することができる。</u></p> <p>(運行区域)</p> <p>第3条 <u>バスの運行区域は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">高梁市スクールバス条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>小学校及び中学校の統合等に伴い、通学距離が遠距離となる児童及び生徒のため、高梁市においてスクールバス(以下「バス」という。)</u>を<u>運行するに必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(運行路線及び運行区間)</p> <p>第2条 <u>バスの運行路線及び運行区間は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1113 1042 1951 1327"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>起点位置</th> <th>経由地点</th> <th>終点位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>布寄・小泉線</td> <td>高梁市成羽町布寄</td> <td></td> <td>成羽小学校</td> </tr> <tr> <td>吹屋線</td> <td>高梁市成羽町吹屋</td> <td></td> <td>成羽小学校</td> </tr> <tr> <td>坂本成羽線</td> <td>高梁市成羽町坂本</td> <td>成羽小学校</td> <td>成羽中学校</td> </tr> <tr> <td>日名線</td> <td>高梁市成羽町上日名</td> <td></td> <td>成羽小学校</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	起点位置	経由地点	終点位置	布寄・小泉線	高梁市成羽町布寄		成羽小学校	吹屋線	高梁市成羽町吹屋		成羽小学校	坂本成羽線	高梁市成羽町坂本	成羽小学校	成羽中学校	日名線	高梁市成羽町上日名		成羽小学校
路線名	起点位置	経由地点	終点位置																		
布寄・小泉線	高梁市成羽町布寄		成羽小学校																		
吹屋線	高梁市成羽町吹屋		成羽小学校																		
坂本成羽線	高梁市成羽町坂本	成羽小学校	成羽中学校																		
日名線	高梁市成羽町上日名		成羽小学校																		

吹屋・中野・ 中・小泉線	高梁市成羽町吹屋		成羽中学校
布寄線	高梁市成羽町布寄		中コミュニティセ ンター
七地線	高梁市川上町七地	川上小学校	川上中学校
正寺線	高梁市川上町仁賀	川上小学校	川上中学校
高山市線	高梁市川上町高山 市	川上小学校	川上中学校
光松線	高梁市川上町仁賀	川上小学校	川上中学校
布賀1号線	高梁市備中町布賀		富家小学校
布賀2号線	高梁市備中町布賀		成羽中学校
長谷線	高梁市備中町布賀		富家小学校
平川1号線	高梁市備中町平川		富家小学校
平川2号線	高梁市備中町平川		成羽中学校
西油野線	高梁市備中町西油 野		富家小学校
西山・西油野 線	高梁市備中町西山		成羽中学校
坂本備中線	高梁市成羽町坂本		富家小学校
西山1号線	高梁市備中町西山		新見市立野馳小学 校
西山2号線	高梁市備中町西山	新見市立野馳小学 校	新見市立哲西中学 校

(対象の児童等)

第4条 バスは、小学校及び中学校の統合等により、学校への通学の距離が遠距離となる児童等の利用に限る。ただし、教育委員会が必要と認める児童等は利用することができる。

(住民利用等)

第5条 前条の規定にかかわらず、教育委員会が認める路線については、児童等の通学に支障のない範囲で地域住民もバスを利用することができることとし、使用料は、高梁市生活福祉バス運行条例(平成19年高梁市条例第37号)第3条に規定する額のうち、最も安価な額とする。

(運行委託)

第6条 教育委員会は、バスの運行の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、バスの運行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(対象の児童及び生徒)

第3条 バスには、次に定めるものが乗車できるものとする。

- (1) 小学校統合により通学距離が遠距離となっている児童
- (2) 中学校統合により通学距離が遠距離となっている生徒
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高梁市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要を認めて許可を受けた者

(住民利用)

第4条 教育委員会が認めるバスについては、前条の規定にかかわらず、児童及び生徒の通学乗車に支障のない範囲で一般住民も利用することができる。

(運行委託)

第5条 教育委員会は、バスの運行の一部を委託することができる。

(経費の負担)

第6条 バスを運行することにより必要とする経費は、当分の間、市が全額を負担する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、バスの運行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和6年 月 日制定)

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年高梁市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第23条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。))により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

附 則 (令和6年高梁市条例第 号)

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運

営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送</u></p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p>

信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和6年 月 日制定)

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年高梁市条例
第54号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25
人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25
人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25
人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25
人」に改める。

附 則（令和6年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項、第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項、第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(参考)

高梁市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p>
<p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>15人</u>につき1人</p>	<p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね <u>20人</u>につき1人</p>

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

工事請負変更契約の締結について

令和5年9月29日、議案第69号で議決された令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事(建築主体工事)について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年高梁市条例第52号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事(建築主体工事) |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 1,628,000,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 148,000,000円)
変更後 1,647,019,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 149,729,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・福滝建設(株)・西本工業(株) 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳 |
| 5 | 工 期 | 契約締結の日から令和7年1月31日まで |

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤 隆 則

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)

写

議案第69号

工事請負契約の締結について

令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事（建築主体工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1,628,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 148,000,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・福滝建設(株)・西本工業(株) 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和5年9月21日提出

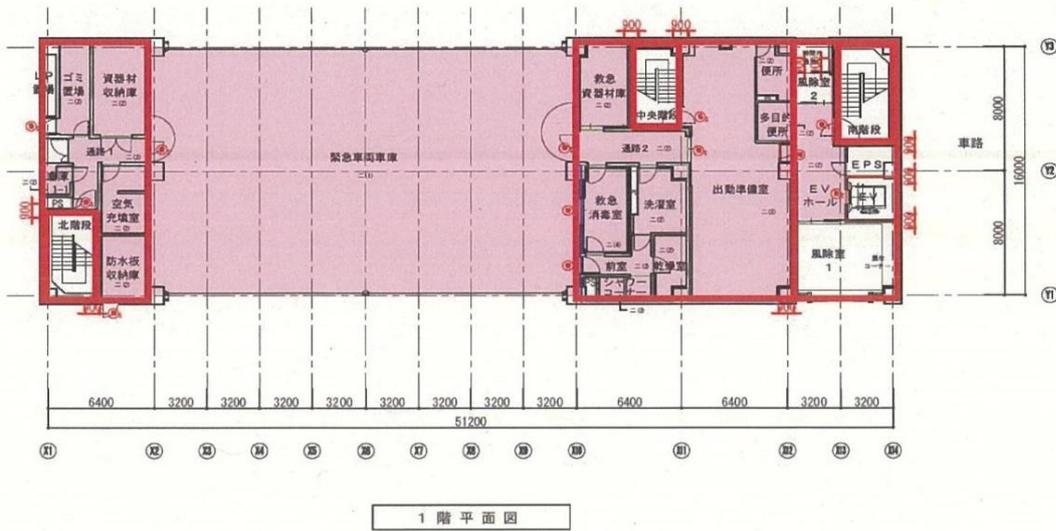
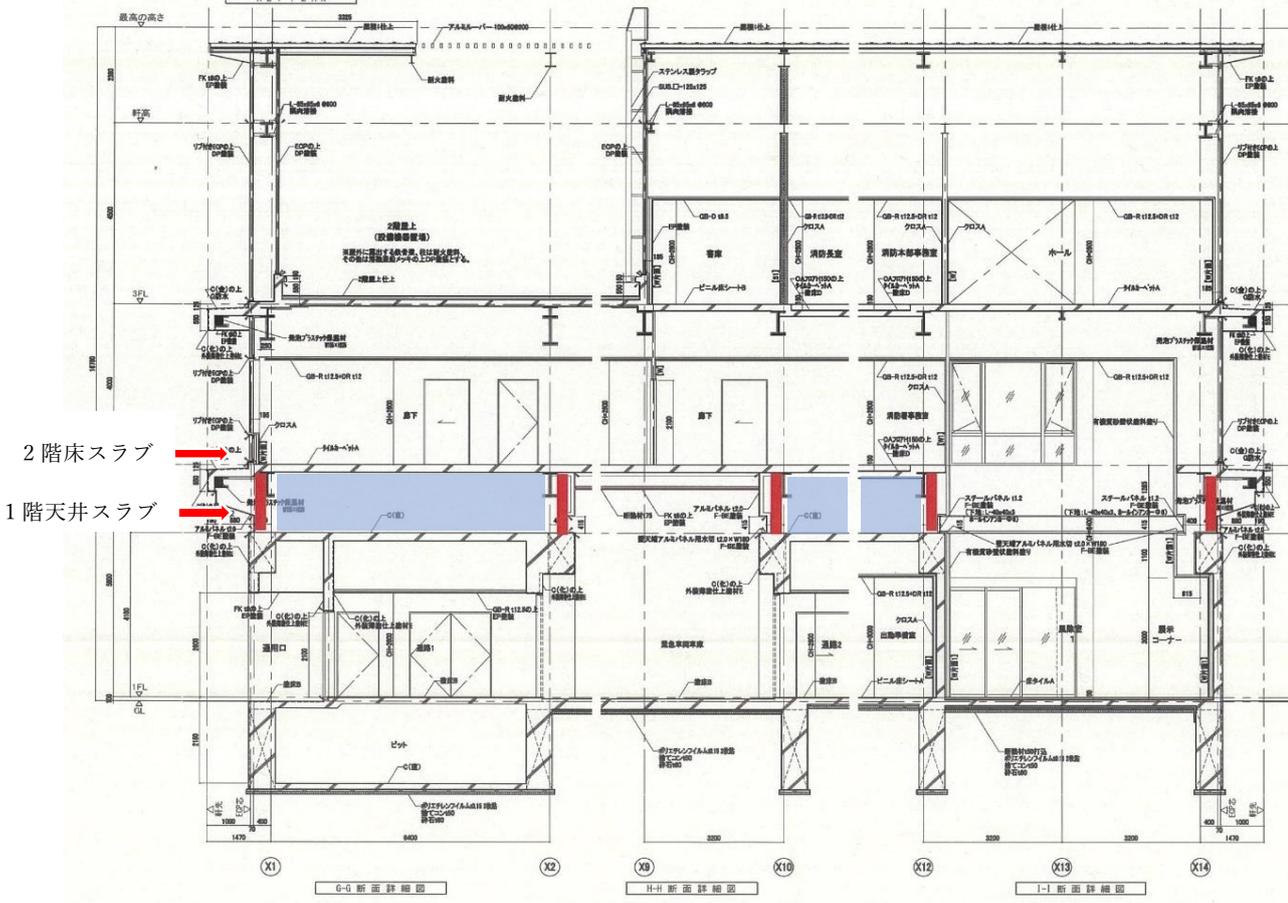
高梁市長 近藤隆則

提案理由

消防庁舎を建設するため。

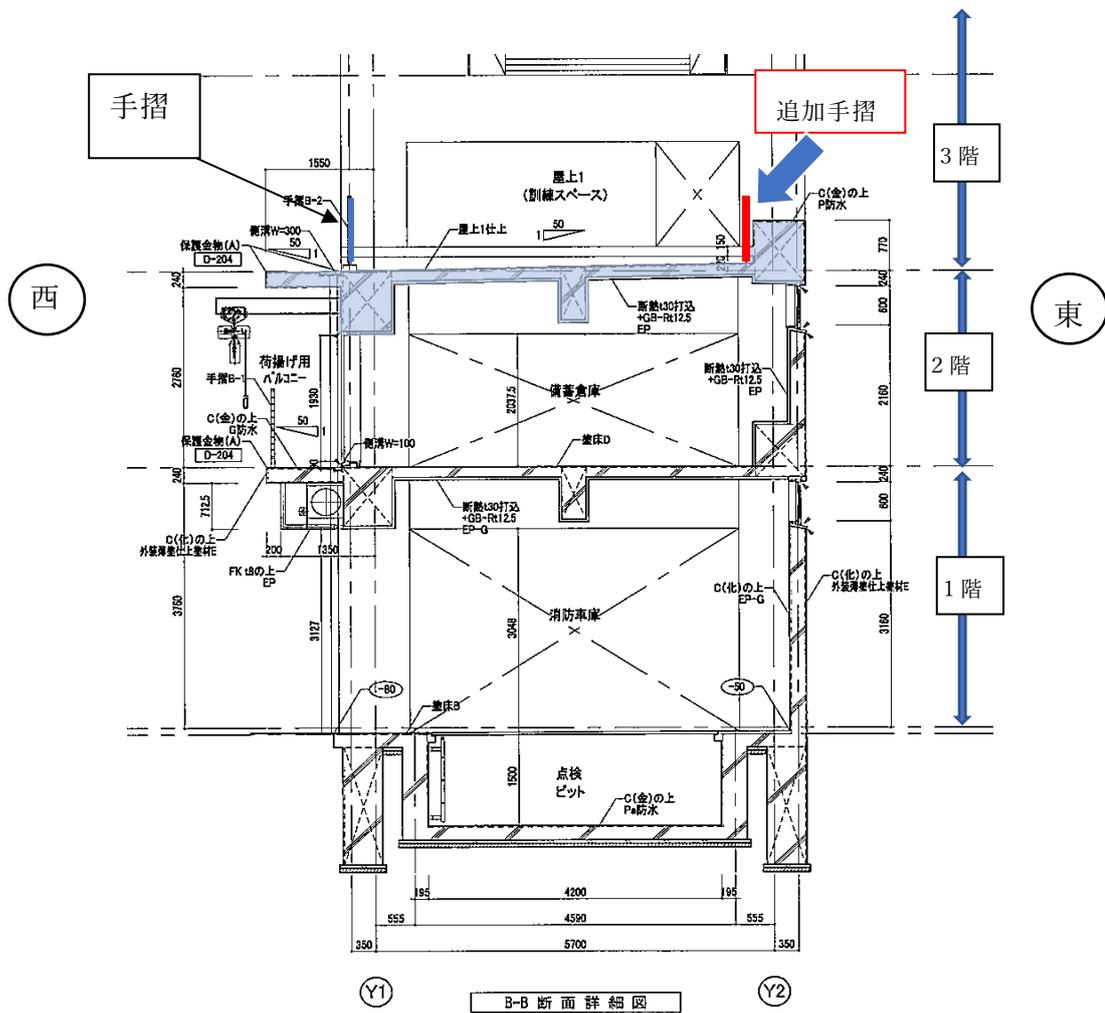
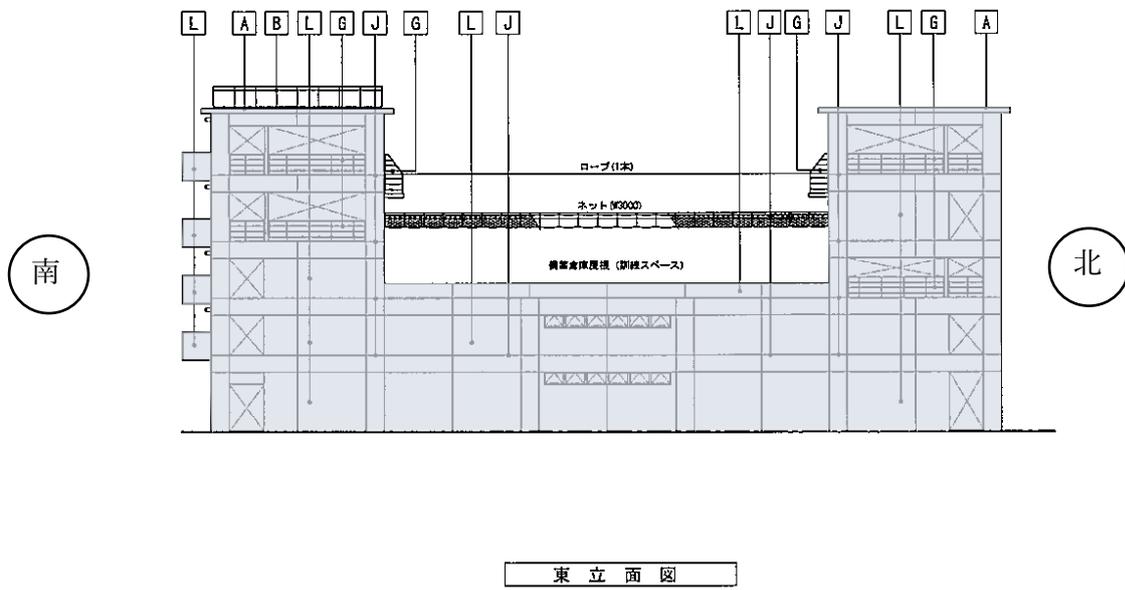
(参考) 図面

・防火区画



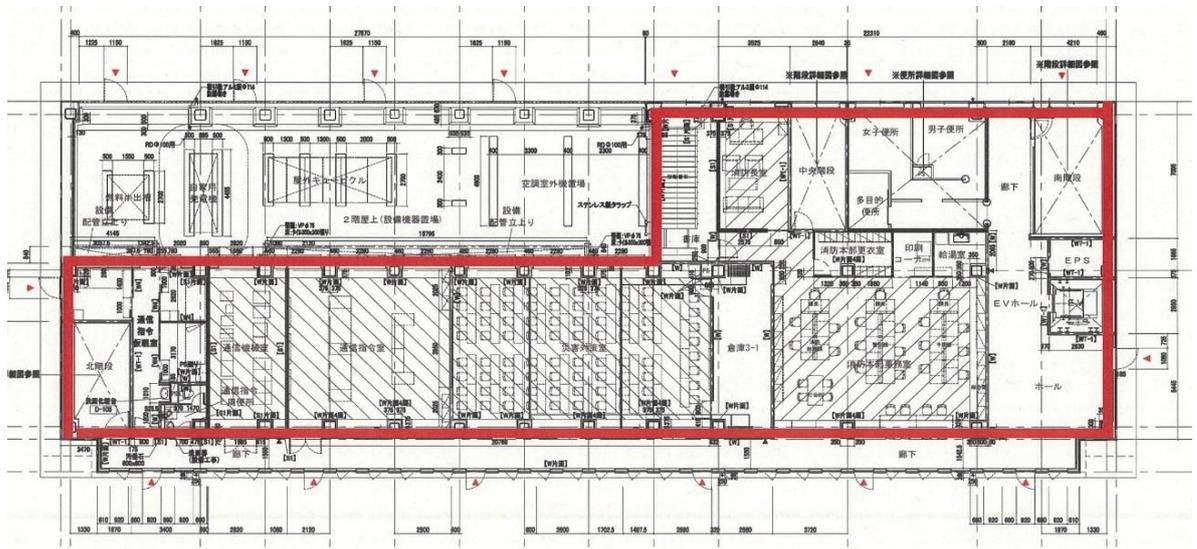
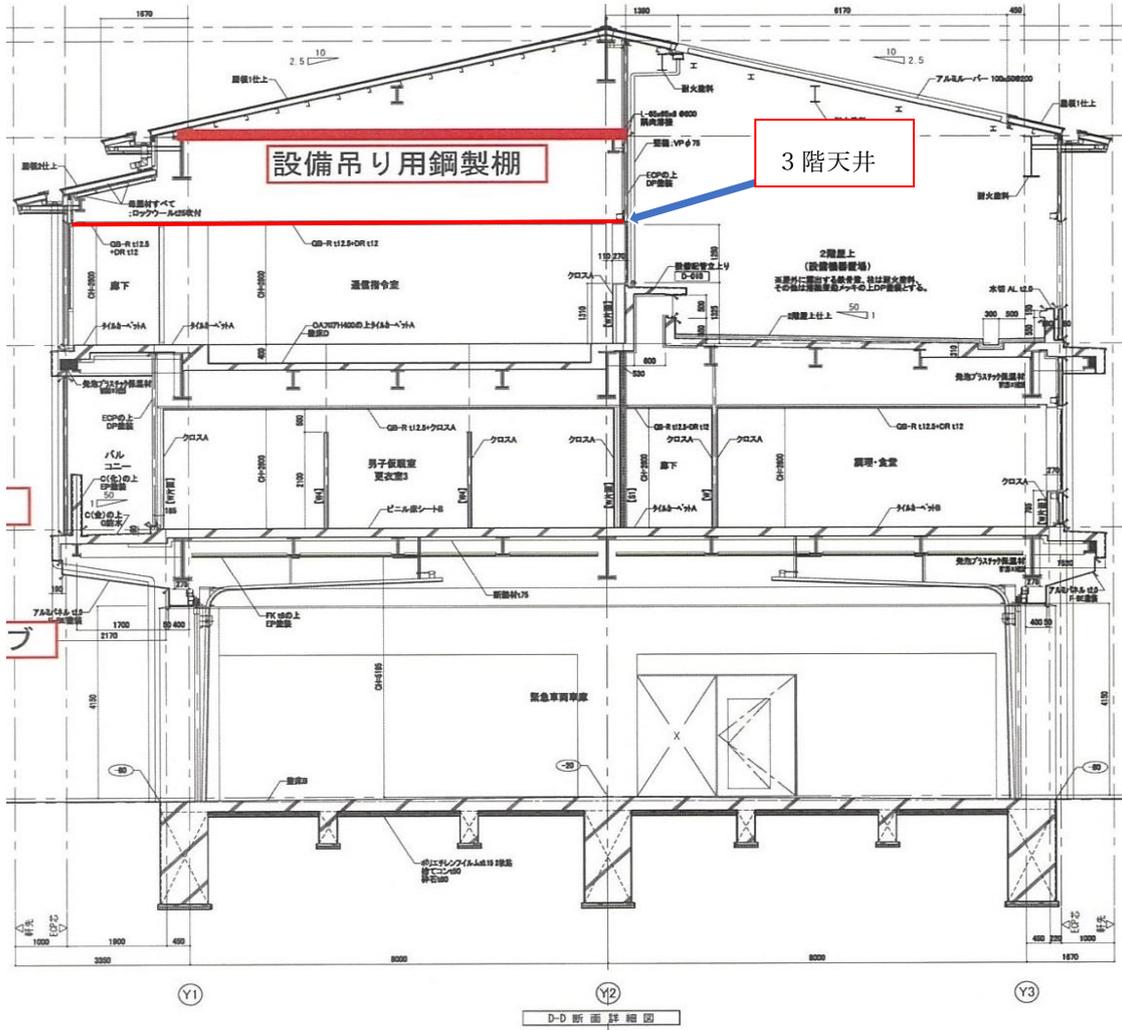
(参考) 図面

・金属製手摺



(参考) 図面

- ・設備吊り用鋼製棚



(参考)

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

高梁市の議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

工事請負変更契約の締結について

令和5年9月29日、議案第70号で議決された令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事(電気設備工事)について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年高梁市条例第52号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事(電気設備工事)
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 変更前 310,200,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 28,200,000円)
変更後 320,771,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 29,161,000円)
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)

写

議案第70号

工事請負契約の締結について

令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 310,200,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 28,200,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和5年9月21日提出

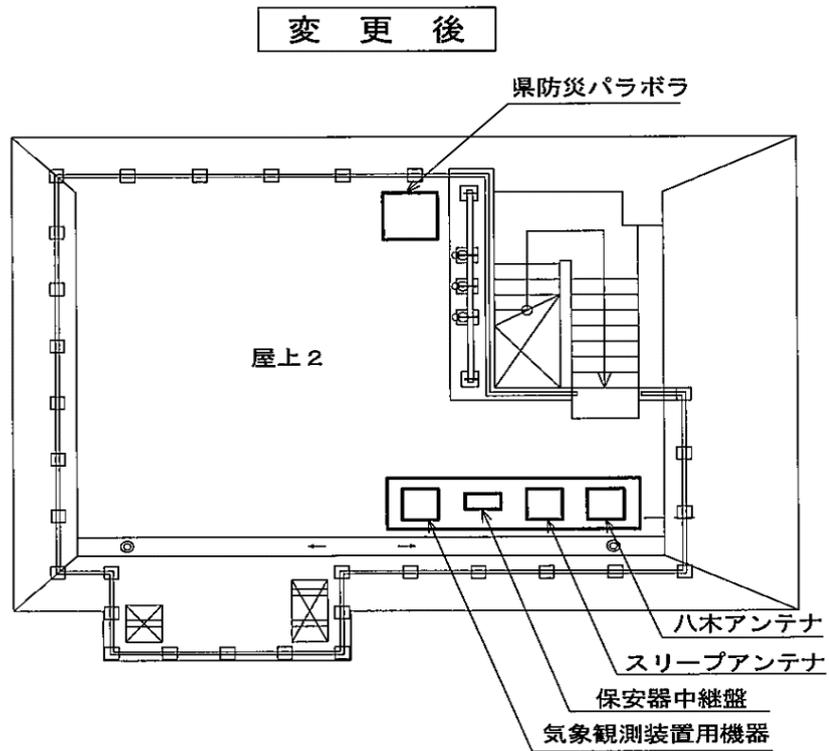
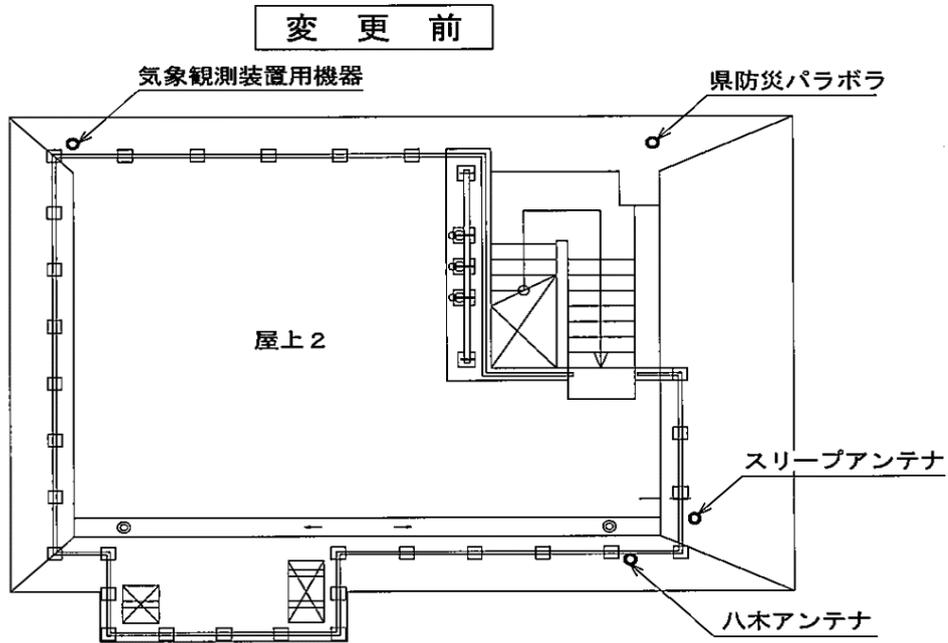
高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

消防庁舎を建設するため。

(参考) 図面

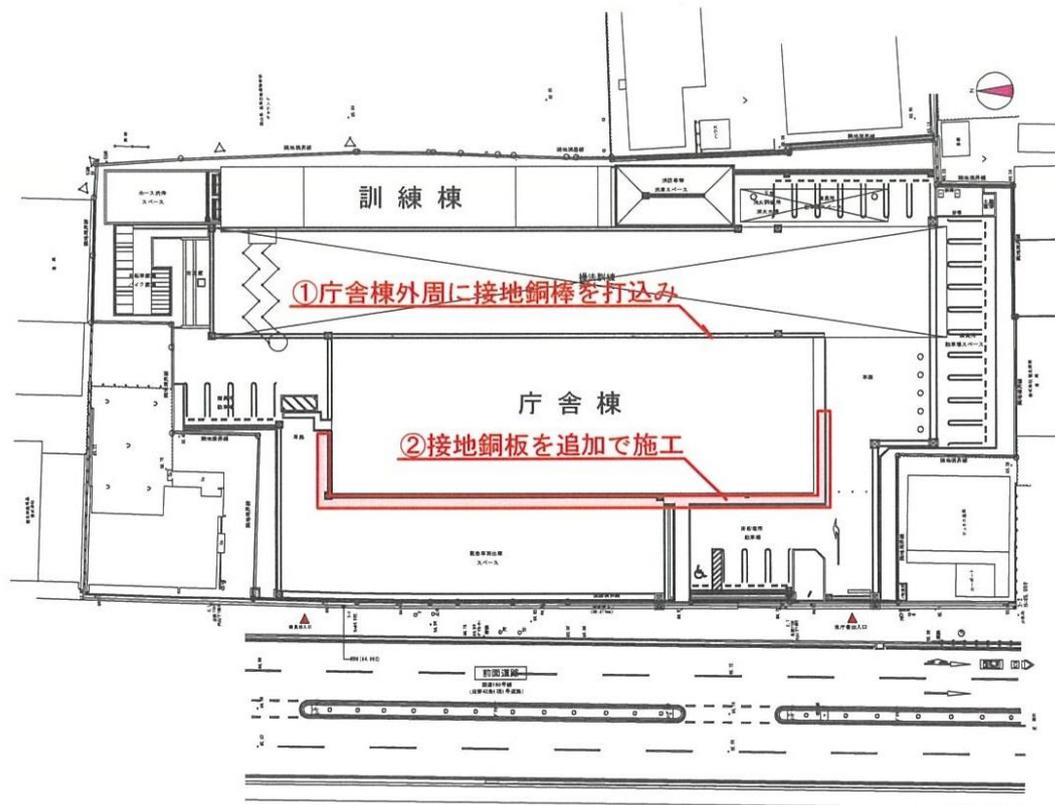
- ・アンテナ移設



(参考) 図面

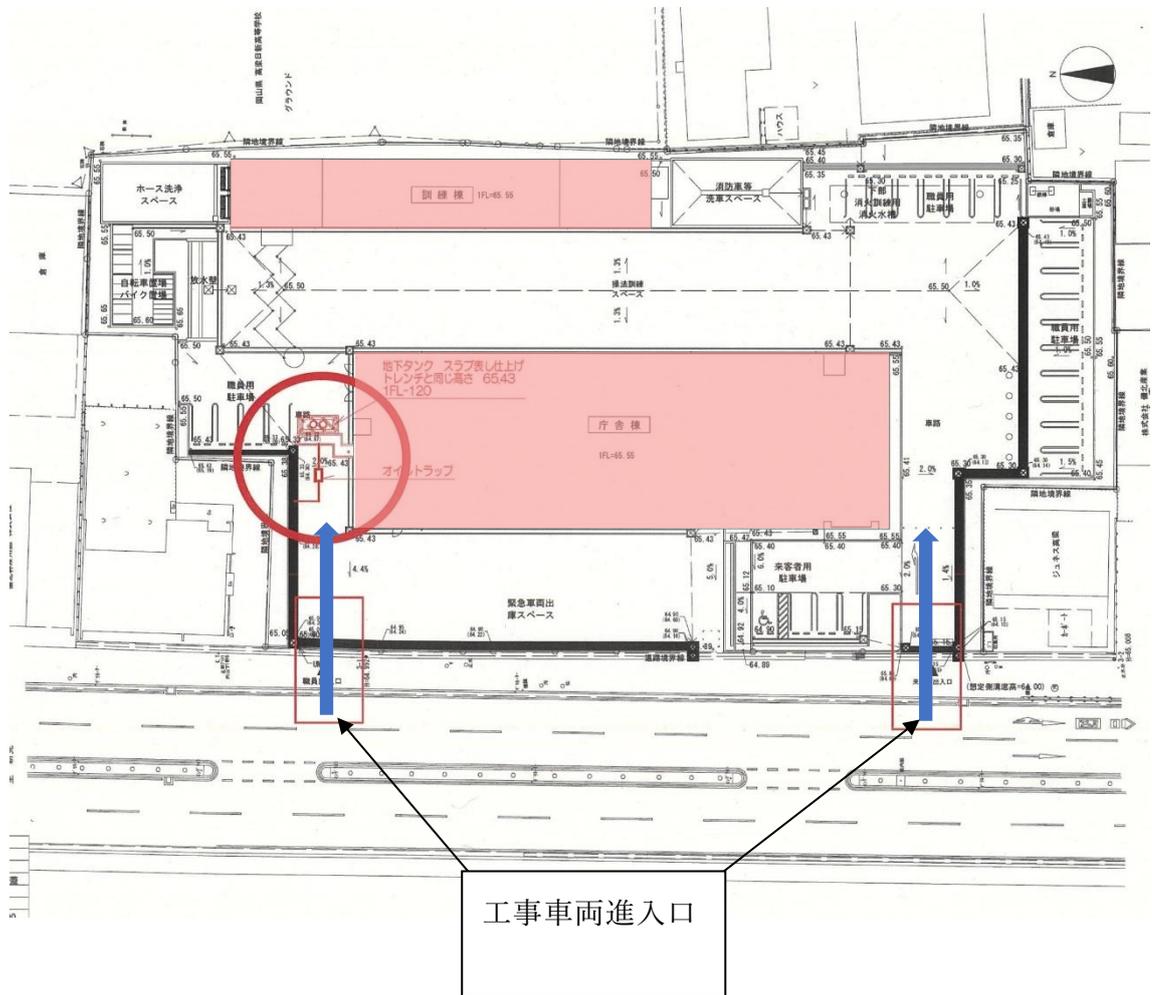
・ 接地工事

配置図



(参考) 図面

・地下タンク



工事請負変更契約の締結について

令和5年9月29日、議案第71号で議決された令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事(機械設備工事)について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年高梁市条例第52号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事(機械設備工事)
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 変更前 151,800,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 13,800,000円)
変更後 156,860,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 14,260,000円)
- 4 契約の相手方 高梁市段町1018番地1
株式会社中電工 高梁営業所
所長 濱岡 大五郎
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤 隆 則

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)

写

議案第71号

工事請負契約の締結について

令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事（機械設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事（機械設備工事） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 151,800,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 13,800,000円） |
| 4 契約の相手方 | 高梁市段町1018番地1
株式会社中電工 高梁営業所
所長 浅沼 伸行 |
| 5 工 期 | 契約締結の日から令和7年1月31日まで |

令和5年9月21日提出

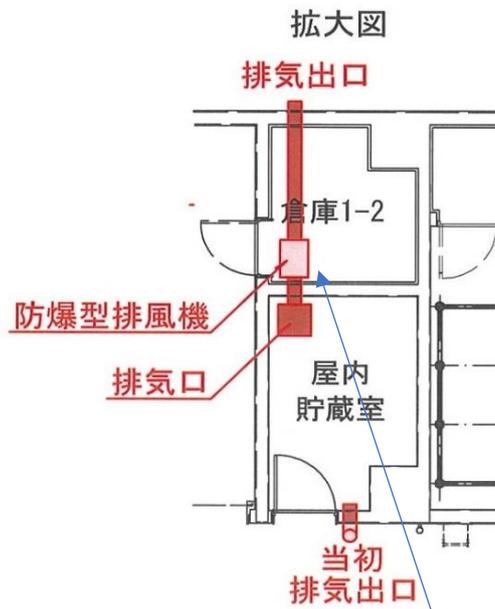
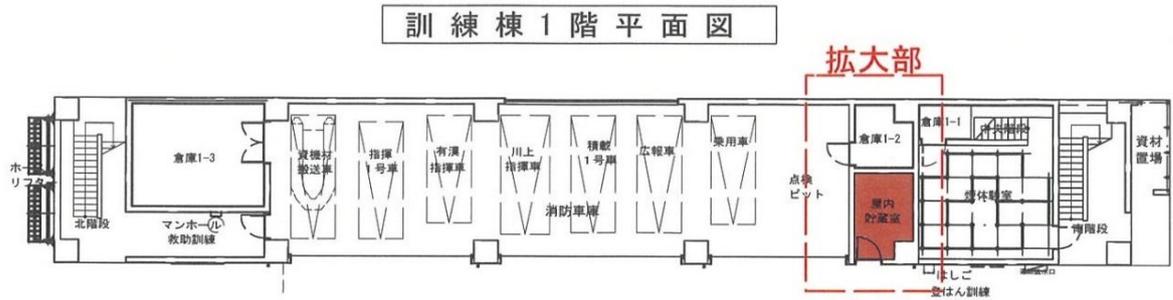
高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

消防庁舎を建設するため。

(参考) 図面

- ・給排気設備



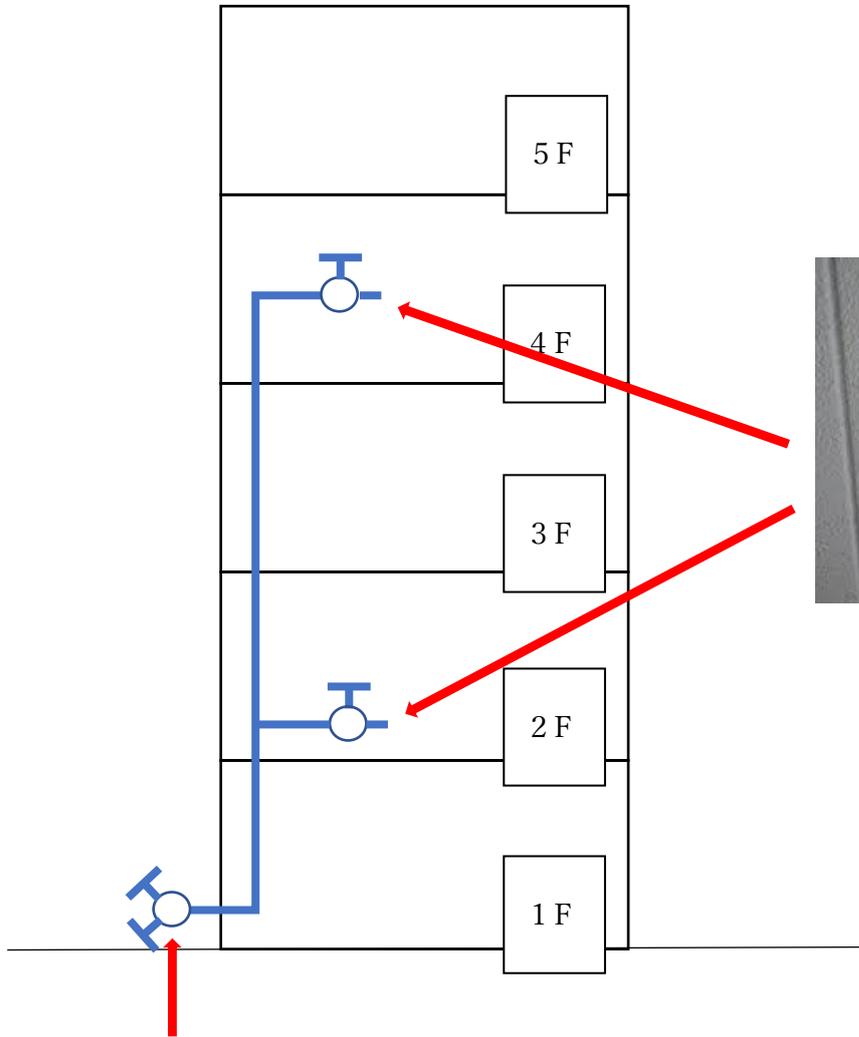
ベンチレーター(現況)



防爆型排風機

(参考) 図面

・連結送水管



工事請負変更契約の締結について

令和5年9月29日、議案第73号で議決された令和5年度有漢義務教育学校（仮称）整備事業 高梁市立有漢義務教育学校（仮称）建築工事（建築主体工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度有漢義務教育学校（仮称）整備事業
高梁市立有漢義務教育学校（仮称）建築工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 変更前 792,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 72,000,000円）
変更後 804,573,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 73,143,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・(有)平山電建 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)

写

議案第73号

工事請負契約の締結について

令和5年度有漢義務教育学校（仮称）整備事業 高梁市立有漢義務教育学校（仮称）建築工事（建築主体工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度有漢義務教育学校（仮称）整備事業
高梁市立有漢義務教育学校（仮称）建築工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 792,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 72,000,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・(有)平山電建 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和5年9月21日提出

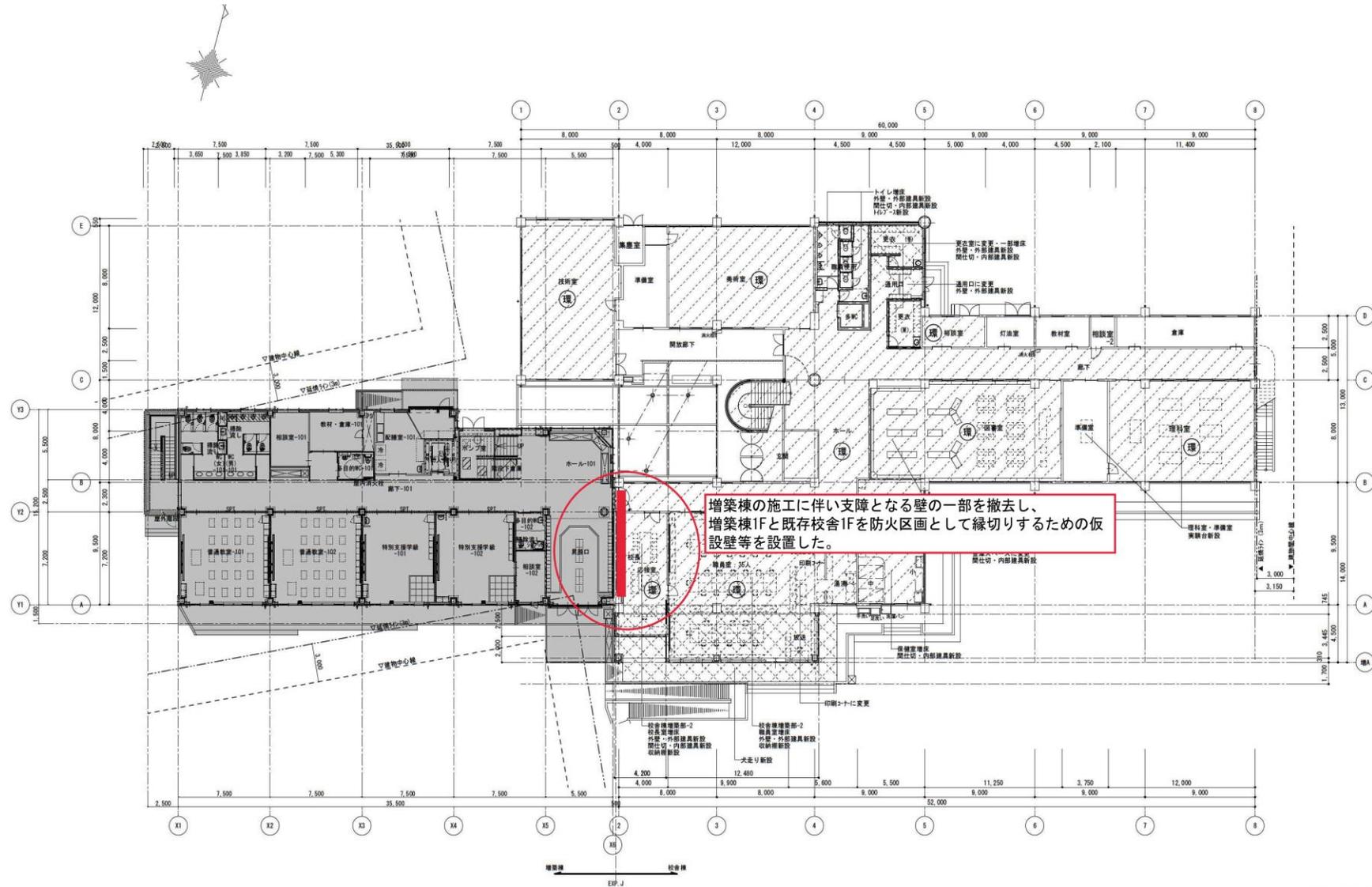
高梁市長 近藤隆則

提案理由

有漢義務教育学校（仮称）を建設するため。

(参考) 1階平面図

65



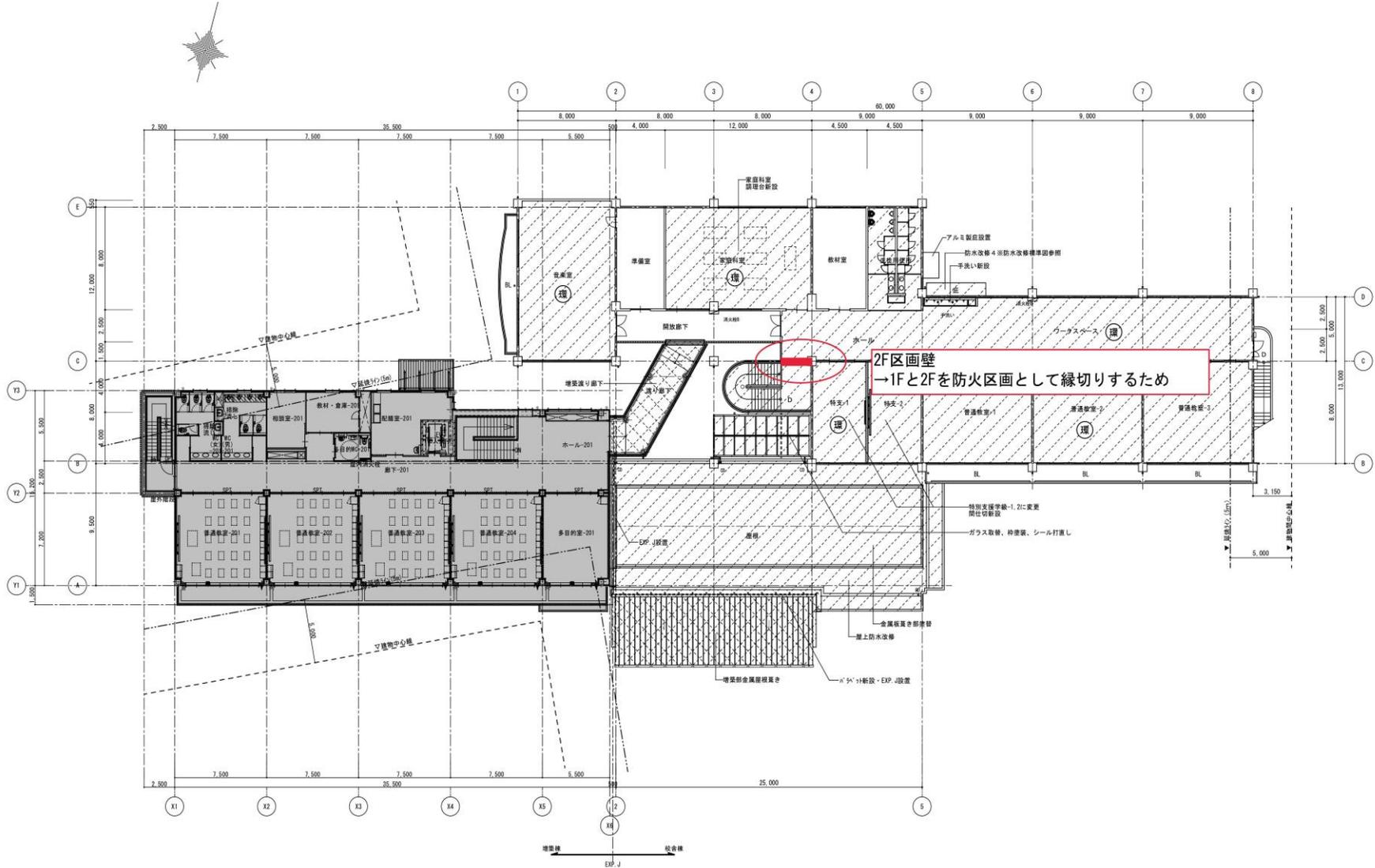
□ 共通凡例	□ 工事種別凡例
(DA) 増築改修工事を示す	□ 改修部分を示す。
(E) 電気設備工事を示す	□ 増築部分を示す。
※ 壁仕上については裏面に記載する	□ 増築棟参照
※ 天井仕上については天井図面に記載する	

(現) : 化学物質濃度測定場所を示す

※詳細は別紙参照とする

Title	令和5年度 有徳義務教育学校 (仮称) 建設事業 - 高梁市立有徳義務教育学校 (仮称) 建設工事 (建築主体工事)	Draw	【校舎棟】改修図 1階平面図	Date	A1: 2023.03 A2: 2023.03
〒690-0001 高梁市上野原1-2-2 Tel: 086-225-2367 Fax: 086-222-0070		1 棟業設計士事務所 高梁事務所 第1000号 1 棟業設計士 野村 真久 久慈		No. 校舎 A-18	

(参考) 2階平面図



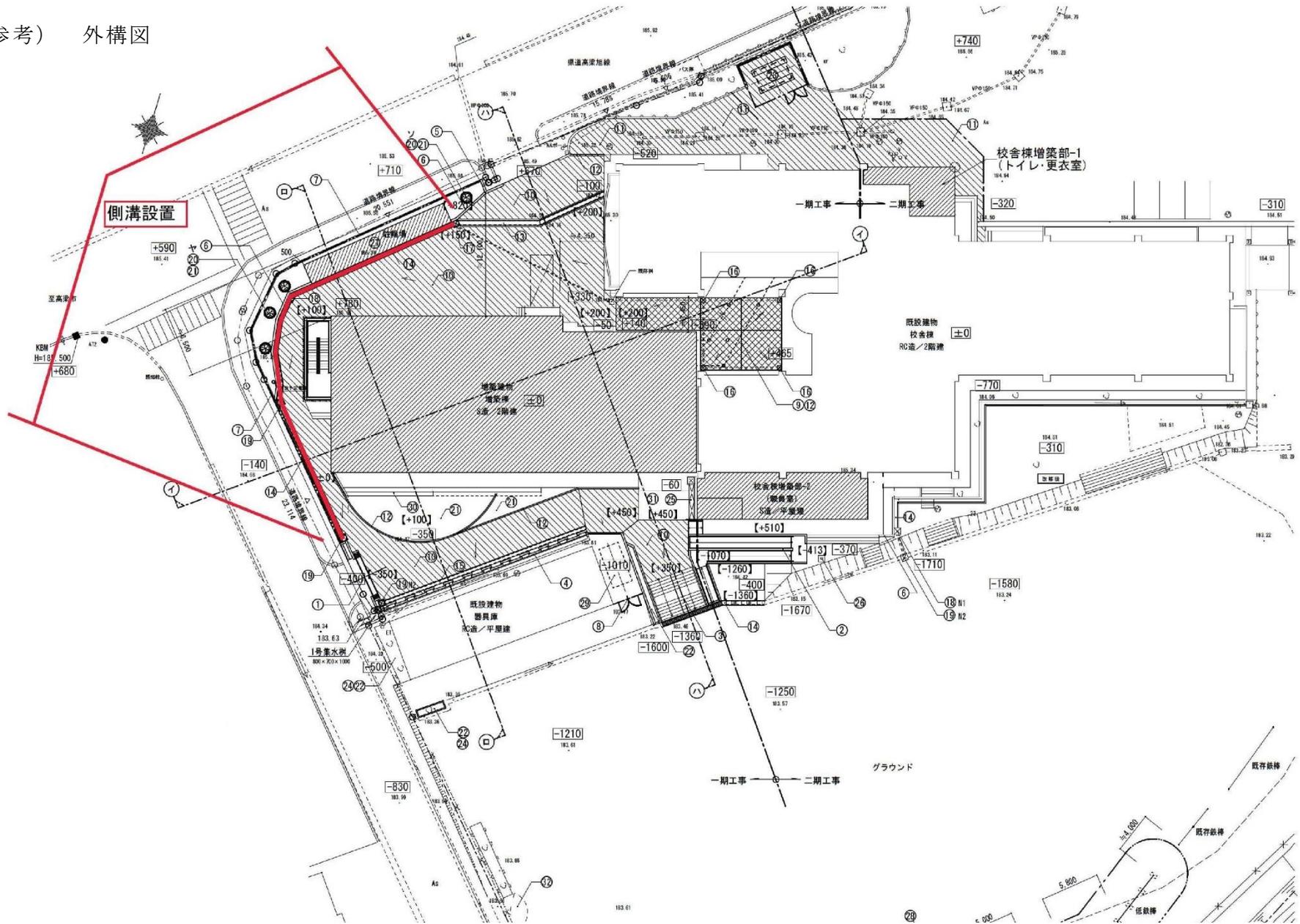
※詳細は別紙参照とする

□ 共通凡例	□ 工事種別凡例
(M) 機械設備工事を示す	▨ 改修部分を示す。
(E) 電気設備工事を示す	▨ 増設部分を示す。
※ 壁仕上については断面図に記載する	▨ 増築棟図参照
※ 天井仕上については天井図に記載する	

○ : 化学物質濃度測定場所を示す

Title 令和5年度 有漢義徳教育学校（仮称）建設事業 - 高槻市立有漢義徳教育学校（仮称）建設工事 （建築主体工事）	Draw 【校舎棟】改修後 2階平面図	Date 2023.03
7/9-08 図法建設課1/28号 Tel: 084-255-1343 Fax: 084-252-0250	1 棟設計士事務所 図法建設 第1306号 1 棟設計士 第12021号 東天 久雄	No. 校舎 K-20

(参考) 外構図



工事請負変更契約の締結について

令和5年9月29日、議案第74号で議決された令和5年度有漢義務教育学校（仮称）整備事業 高梁市立有漢義務教育学校（仮称）建築工事（機械設備工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度有漢義務教育学校（仮称）整備事業
高梁市立有漢義務教育学校（仮称）建築工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 変更前 165,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 15,000,000円）
変更後 170,137,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 15,467,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)

写

議案第74号

工事請負契約の締結について

令和5年度有漢義務教育学校（仮称）整備事業 高梁市立有漢義務教育学校（仮称）建築工事（機械設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度有漢義務教育学校（仮称）整備事業
高梁市立有漢義務教育学校（仮称）建築工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 165,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 15,000,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年1月31日まで

令和5年9月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

有漢義務教育学校（仮称）を建設するため。

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月21日、議案第94号で議決された令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（建築主体工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（建築主体工事） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 1,958,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 178,000,000円）
変更後 2,003,793,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 182,163,000円） |
| 4 | 契約の相手方 | 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・(有)三宅工務店・木口建設(株) 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳 |
| 5 | 工 期 | 変更前 契約締結の日から令和7年2月28日まで
変更後 契約締結の日から令和7年7月31日まで |

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤 隆 則

提 案 理 由

契約金額を増額し、工期を延長するため。

(参考)

写

議案第94号

工事請負契約の締結について

令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（建築主体工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 1,958,000,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 178,000,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設(株)・(有)三宅工務店・木口建設(株) 特定建設工事共同企業体
代表者 中村建設株式会社 代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年2月28日まで

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

提案理由

高梁認定こども園（仮称）を建設するため。

(参考) 平面図



工事請負変更契約の締結について

令和5年12月21日、議案第95号で議決された令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 401,500,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 36,500,000円） |
| 4 契約の相手方 | 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳 |
| 5 工期 | 変更前 契約締結の日から令和7年2月28日まで
変更後 契約締結の日から令和7年7月31日まで |

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提案理由

工期を延長するため。

(参考)

写

議案第95号

工事請負契約の締結について

令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 401,500,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 36,500,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年2月28日まで

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

高梁認定こども園（仮称）を建設するため。

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月21日、議案第96号で議決された令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 329,450,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 29,950,000円） |
| 4 契約の相手方 | 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳 |
| 5 工期 | 変更前 契約締結の日から令和7年2月28日まで
変更後 契約締結の日から令和7年7月31日まで |

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提案理由

工期を延長するため。

(参考)

写

議案第96号

工事請負契約の締結について

令和5年度こども園施設整備事業 高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度こども園施設整備事業
高梁認定こども園（仮称）建設工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 329,450,000円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 29,950,000円）
- 4 契約の相手方 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和7年2月28日まで

令和5年12月13日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

高梁認定こども園（仮称）を建設するため。

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の規定により、被保険者証及び被保険者資格証明書を資格確認書等に改める必要があるため、次のとおり岡山県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月21日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議のため。

(別紙)

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月24日岡山県指令市第15号）の一部を次のように変更する。

別表第2（第4条関係）第2号及び第3号中の「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(参考)

岡山県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第2に定める事務については関係市町村において行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 被保険者の資格の管理に関する事務(2) 医療給付に関する事務(3) 保険料の賦課に関する事務(4) 保健事業に関する事務(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 <p>別表第2(第4条関係)</p> <ol style="list-style-type: none">1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付2 <u>資格確認書等</u>の引渡し3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し5 保険料に関する申請の受付6 上記事務に付随する事務	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第2に定める事務については関係市町村において行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 被保険者の資格の管理に関する事務(2) 医療給付に関する事務(3) 保険料の賦課に関する事務(4) 保健事業に関する事務(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 <p>別表第2(第4条関係)</p> <ol style="list-style-type: none">1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付2 <u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u>の引渡し3 <u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u>の返還の受付4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し5 保険料に関する申請の受付6 上記事務に付随する事務

(参考)

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

